**江田島市土木工事監督実施要領**

平成17年11月1日制定

平成28年12月1日改正

**第１章　総則**

（目的）

第１　この実施要領は，江田島市建設工事監督規程（平成17年江田島市訓令第19号。以下「監督規程」という。）に基づき，市長が行う土木工事の監督に必要な事項を定めることにより，監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。

（監督）

第２　監督とは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をいい，この履行に当たっては，監督規程第２条に規定する監督員の責務に基づき行わなければならない。

（監督業務）

第３　江田島市建設工事執行規則（平成16年江田島市規則第124号。以下「執行規則」という。）に基づき，監督員は，次の業務を行う。

1. 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議
2. 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
3. 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
4. 設計変更，工事の一時中止又は契約の解除が必要と認められる場合における市長への報告，その他設計図書に基づく必要事項の報告
5. その他工事の施工について必要と認められる事項

（監督員）

第４　監督規程第４条の規定により，監督員は，総括監督員，主任監督員及び一般監督員に分任する。ただし，主任監督員及び一般監督員については，それぞれ２人以上の監督員を指定することができる。

（監督業務の分類）

第５　監督規程第３条に規定する監督業務の分類は別表－１のとおりとするが，重要なもの等の判断は，事業規模，事業内容等から勘案し，総括監督員が決定する。

（監督員の担当業務）

第６　監督規程第４条の規定により，総括監督員は総括業務，主任監督員は主任業務，一般監督員は一般業務を担当する。ただし，監督規程第４条及び第５条ただし書きに示す軽微な工事については，請負工事費２５０万円未満の工事とし，総括監督員は総括業務及び主任業務を担当する。

（監督員の通知）

第７　監督員の職氏名及び職務分担を，受注者に通知する。

**第２章　監督**

**第１節　契約の履行の確保**

（契約図書の内容の把握）

第８　監督員は，契約書及び設計図書（図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）の内容について把握する。

（施工体制の把握）

第９　監督員は，受注者から提出された施工体制台帳を基に，工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかを把握する。

（工程把握及び工事促進指示）

第10　監督員は，受注者からの履行報告に基づき，工程を把握し，必要に応じて工事促進の指示を行う。

（関連工事の調整）

第11　監督員は，受注者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は，必要に応じて施工について調整し，必要事項を受注者に対し指示を行う。

（施工計画の受理）

第12　監督員は，受注者から提出された施工計画書により，施工計画の概要を把握する。

（契約図書に基づく指示，承諾，協議，受理等）

第13　監督員は，受注者又はその現場代理人に対し，契約図書に示された指示，承諾，協議（詳細図の作成含む。）及び受理等について，現場状況を把握し適切に行う。

２　監督員が，その権限又は職務に基づき，受注者又はその現場代理人に対して行う指示，承諾，協議，受理等は，工事打合せ簿による書面をもって行う。

（条件変更に関する確認，調査，検討，通知）

第14　監督員は，工事の施工に当たり，次の各号に該当する事実を発見したとき，又は受注者からの事実の確認を請求されたときは，直ちに調査を行い，その内容を確認し検討の上，必要により工事内容の変更，設計図書の訂正内容を定める。

1. 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
2. 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状，地質，わき水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について，予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は，前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要がある場合は当該指示を含む）する。ただし，特に重要な変更等が伴う場合は，あらかじめ市長の承認を受ける。

（変更設計図面及び数量等の作成）

第15　監督員は，一般的な変更設計図面及び数量について，受注者からの確認資料等をもとに作成する。

（工期変更の事前協議及びその結果の通知）

第16　監督員は，執行規則第25条第７項，第27条第１項，第28条第５項，第29条から第31条まで，第32条第１項及び第50条第２項の規定に基づく工期変更について，受注者に事前協議及びその結果の通知を行う。

**第２節　施工状況の確認等**

（事前調査等）

第17　監督員は，次の各号に定める事前調査業務等を行う。

1. 工事基準点の指示
2. 既設構造物の把握
3. 支給（貸与）品の確認
4. 事業損失防止家屋調査の立会
5. 受注者が行う官公庁等への届出の把握
6. 工事区域用地の把握
7. その他必要な事項

（指定材料の確認）

第18　監督員は，設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調合し，若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験，立会い又は確認を行う。

（工事施工の立会い）

第19　監督員は，設計図書において，監督員の立会の上，施工するものと指定された工種において，設計図書の規定に基づき立会を行う。

（工事施工状況の段階確認）

第20　監督員は，設計図書に示された施工段階において，別表２（段階確認一覧）に基づき，臨場等により確認を行う。

（工事施工状況の把握）

第21　監督員は，重要な工種について，別表３（施工状況把握一覧表）に基づき，適宜臨場等により施工状況の把握を行う。

　（建築副産物の適正処理状況の把握）

第22　監督員は，建設副産物を搬出する工事にあっては産業廃棄物管理表（マニュフェスト）等により，適正に処理されているか把握する。また，建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては，受注者が作成する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により，リサイクルの実施状況を把握する。

（改造請求及び破壊による確認）

第23　監督員は，工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で，必要があると認められるときは，改造の指示を行う。

２　次の各号に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して確認する。

　(1)　受注者は，設計図書において監督員の検査（確認を含む）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。

　(2)　受注者は，設計図書において監督員の立会の上調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，当該立会を受けて調合し，又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

　(3)　受注者は，設計図書において監督員の立会の上，施工するものと指定された工事については，当該立会を受けて施工しなければならない。

(4)　受注者は，前２項に規定するほか，市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは，設計図書で定めるところにより当該記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

（支給材料及び貸与品の確認，引渡）

第24　監督員は，設計図書に定められた支給材料及び貸与品については，市長が立会う場合を除き，その品名，数量，規格又は性能を設計図書に基づき確認し，引渡しを行う。

２　前項の確認の結果，品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合又は使用に適当でないと認められる場合は，これに代わる支給材料又は貸与品を市長と打合せの上，引渡し等の措置を行う。

**第３節　円滑な施工の確保**

（地元対応）

第25　監督員は，地元住民からの工事に関する苦情，要望等に対し必要な措置を行う。

（関係機関との協議，調整）

第26　監督員は，工事に関して関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。

**第３章　監督員の市長への報告**

（工事の中止，工期の延長の検討及び報告）

第27　監督員は，工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは，中止期間を検討し，市長へ報告するものとする。

２　受注者から工期延長の申し出があった場合は，その理由を検討し，市長へ報告するものとする。

（一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告）

第28　監督員は，工事目的物等の損害について，受注者から通知を受けた場合は，その原因，損害の状況等を調査し，発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し，市長に報告する。

（不可抗力による損害の調査及び報告）

第29　監督員は，天災等の不可抗力により，工事目的物等の損害について，受注者から通知を受けた場合は，その原因，損害の状況等を調査し，確認結果を市長に報告する。

２　監督員は，損害額の負担請求内容を審査し，市長へ報告する。

（第三者に及ぼした損害の調査及び報告）

第30　監督員は，工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは，その原因，損害の状況等を調査し，発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は，市長へ報告する。

（部分使用の確認及び報告）

第31　監督員は，部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い，市長へ報告する。

（中間前金払請求時の出来高確認及び報告）

第32　監督員は中間前金払の請求があった場合は，工事履行報告書に基づき出来高を確認し市長へ報告する。

（部分払請求時の出来形の検査及び報告）

第33　監督員は，部分払の請求があった場合は，受注者の臨場の上，出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の検査及び出来形部分対照表の作成を行い，市長に報告する。

（工事関係者に関する措置要求）

第34　監督員は，現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者，下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は，市長への措置要求を行う。

（契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告）

第35　監督員は，次の各号に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は，市長に対し措置要求を行う。

(1)　正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2)　その責めに帰すべき事由により，工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込が明らかにないと認められるとき。

(3)　執行規則第20条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　第３号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5)　受注者の解除権に基づく理由がないのに契約の解除を申し出たとき。

２　監督員は，受注者から契約解除の通知を受けたときは，契約解除要件を確認し，市長へ報告する。

３　監督員は，契約が解除された場合は，既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い，市長へ報告する。

**第４章　監督員のその他の業務**

（現場発生品の処理）

第36　工事現場における発生品について，規格，数量等を確認し，その処理方法について指示する。

（臨機の措置）

第37　災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは，受注者に対し臨機の措置を求める。

（事故等に対する措置）

第38　事故等が発生した時は，速やかに状況を調査し，市長に報告する。

（工事完成検査等の立会）

第39　原則として，主任監督員及び一般監督員は，工事の完成，部分引渡し，中間の各段階における工事検査の立会いを行う。ただし，請負工事費２５０万円未満の軽微な工事については，立会いを省略できる。

　（工事成績の評定）

第40　総括監督員及び主任監督員は，工事完成のとき，建設工事成績評定要領に基づき，工事成績の評定を行う。

（検査日の通知）

第41　監督員は，工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。

（工事記録）

第42　監督員は，工事打合せ簿により，監督経緯を明らかにするものとする。

附　則

この要領は，平成17年11月1日から施行する。

この要領は，平成28年12月1日から施行する。

|  |
| --- |
| 別表－１監　督　業　務　の　分　類　表 |
| 業　　務　　内　　容 | 監　　　　督　　　　業　　　　務 |
| 総括業務 | 主任業務 | 一般業務 |
| 工事請負契約書に基づく市長の権限とされる事項のうち，市長が必要と認めて委任したものの処理 | ○ |  |  |
| 契約の履行について受注者に対する必要な指示，承諾，協議又は受理等の処理 | ○重要なもの | ○重要なもの，軽易なものを除く | ○軽易なもの |
| 関連する２以上の工事が施工上密接に関連する場合の調整 | ○重要なもの | ○重要なもの，軽易なものを除く | ○軽易なもの |
| 設計図書の変更及び条件変更等，工事の中止及び工期延長の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由，その他必要と認める事項の報告 | ○市長に対する報告 | ○総括業務を担当する監督員に対する報告 | ○主任業務を担当する監督員に対する報告 |
| 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承認 |  | ○軽易なものを除く | ○軽易なもの |
| 設計図書に基づく工程の管理，立会，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の実施（確認を含む） |  | ○重要なもの | ○重要なものを除く |
| 監督員の指揮・監督 | ○主任及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督 | ○一般業務を担当する監督員の指揮監督 |  |
| 監督業務の掌理 | ○総括，主任，一般業務の掌理 | ○主任，一般業務の掌理 | ○一般業務の掌理 |

別表２

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

１／３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 細　別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| 指定仮設工 |  | 設置完了時 | 使用材料，高さ，幅，長さ，深さ等 | １回／１工事 |
| 河川土工（掘削工）海岸土工（掘削工）砂防土工　　（掘削工）道路土工（掘削工） |  | 土（岩）質の変化した時 | 土(岩)質，変化位置　　　　　　　 | １回／土(岩)質の変化毎 |
| 道路土工（路床盛土工）舗装工（下層路盤） |  | ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ実施時 | ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ実施状況 | １回／１工事 |
| 表層安定処理工 | 表層混合処理路床安定処理 | 処理完了時 | 使用材料，基準高，幅，延長，施工厚さ | 一般：１回／１工事重点：１回／１００ｍ |
| 置換 | 掘削完了時 | 使用材料，幅，延長，　　置換厚さ | 一般：１回／１工事重点：１回／１００ｍ |
| サンドマット | 処理完了時 | 使用材料，幅，延長，　　施工厚さ | 一般：１回／１工事重点：１回／１００ｍ |
| ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工 | ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ袋詰式ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ | 施工時　 | 使用材料，打込長さ | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 施工完了時　 | 施工位置，杭径　　 | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 締固め改良工 | ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ | 施工時 | 使用材料，打込長さ　　 | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 施工完了時 | 基準高，施工位置，杭径 | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 固結工 | 粉体噴射攪拌高圧噴射攪拌ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ攪拌生石灰ﾊﾟｲﾙ | 施工時　 | 使用材料，深度 | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 施工完了時 | 基準高，位置・間隔，杭径 | 一般：１回／２００本重点：１回／１００本 |
| 薬液注入 | 施工時 | 使用材料，深度，注入量 | 一般：１回／２０本重点：１回／１０本 |
| 矢板工（仮設を除く） | 鋼矢板 | 打込時 | 使用材料，長さ，溶接部の適否 | 試験矢板＋一般：１回／１５０枚重点：１回／１００枚 |
| 打込完了時 | 基準高，変位 |
| 鋼管矢板 | 打込時 | 使用材料，長さ，溶接部の適否 | 試験矢板＋一般：１回／７５本重点：１回／５０本 |
| 打込完了時 | 基準高，変位 |
| 既製杭工 | 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭鋼管杭H鋼杭 | 打込時 | 使用材料，長さ，溶接部の適否，杭の支持力 | 試験杭＋一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 設置完了時（打込杭） | 基準高，偏心量 |

２／３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 細　別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| 既製杭工 | 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭鋼管杭H鋼杭 | 掘削完了時（中堀杭） | 掘削長さ，杭の先端土質 | 試験杭＋一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 施工完了時（中堀杭） | 基準高，偏心量 |
| 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 場所打杭工 | ﾘﾊﾞｰｽ杭ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ杭ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ杭大口径杭 | 掘削完了時 | 掘削長さ，支持地盤 | 試験杭＋一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 鉄筋組立て完了時 | 使用材料，設計図書との対比 | 一般：30%程度/1構造物重点：60%程度/1構造物 |
| 施工完了時 | 基準高，偏心量，杭径 | 試験杭＋一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 深礎工 |  | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質，変化位置 | １回／土(岩)質の変化毎 |
| 掘削完了時 | 長さ，支持地盤 | 一般：１回／３本重点：全数 |
| 鉄筋組立て完了時 | 使用材料，設計図書との対比 | １回／１本 |
| 施工完了時 | 基準高，偏心量，径 | 一般：１回／３本重点：全数 |
| グラウト注入時 | 使用材料，使用量 | 一般：１回／３本重点：全数 |
| ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工 |  | 鉄沓据付完了時 | 使用材料，施工位置 | １回／１構造物 |
| 本体設置前（ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ） | 支持層 |
| 掘削完了時（ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ） |
| 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質，変化位置 | １回／土(岩)質の変化毎 |
| 鉄筋組立て完了時 | 使用材料，設計図書との対比 | １回／１ロット |
| 鋼管井筒基礎工 |  | 打込時 | 使用材料，長さ，溶接部の適否，支持力 | 試験杭＋一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 打込完了時 | 基準高，偏心量 |
| 杭頭処理完了時 | 杭頭処理状況 | 一般：１回／１０本重点：１回／　５本 |
| 置換工（重要構造物） |  | 掘削完了時 | 使用材料，幅，延長，置換厚さ，支持地盤 | １回／１構造物 |
| 築堤・護岸工 |  | 法線設置完了時 | 法線設置状況 | １回／１法線 |
| 砂防堰堤 |  | 法線設置完了時 | 法線設置状況 | １回／１法線 |
| 護岸工 | 法覆工（覆土施工がある場合） | 覆土前 | 設計図書との対比（不可視部分の出来形） | １回／１工事 |
| 基礎工，根固工 | 設置完了時 | 設計図書との対比（不可視部分の出来形） | １回／１工事 |

３／３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 細　別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| 重要構造物函渠工(樋門･樋管を含む)躯体工（橋台）ＲＣ躯体工（橋脚）橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工ＲＣ擁壁砂防ダム堰本体工排水機場本体工水門工共同溝本体工 |  | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質，変化位置 | １回／土(岩)質の変化毎　 |
| 床堀掘削完了時 | 支持地盤(直接基礎) | １回／１構造物　 |
| 鉄筋組立て完了時 | 使用材料，設計図書との対比 | 一般：30%程度／１構造物重点：60%程度／１構造物 |
| 埋戻し前 | 設計図書との対比（不可視部分の出来形） | １回／１構造物　 |
| 躯体工ＲＣ躯体工 |  | 沓座の位置決定時 | 沓座の位置 | １回／１構造物 |
| 床版工 |  | 鉄筋組立て完了時 | 使用材料，設計図書との対比 | 一般：30%程度／１構造物重点：60%程度／１構造物 |
| 鋼橋 |  | 仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く） | キャンバー，寸法等 | 一般：重点：１回／１構造物 |
| ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝＴ(I)桁製作工ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾌﾞﾛｯｸ桁組立工ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁製作工PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工PC版桁製作工PC箱桁製作工PC片持箱桁製作工PC押出し箱桁　　　　製作工床版・横組工 |  | ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽ導入完了時横締め作業完了時 | 設計図書との対比 | 一般： 5%程度／総ｹｰﾌﾞﾙ数重点：10%程度／総ｹｰﾌﾞﾙ数 |
| ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽ導入完了時縦締め作業導入完了時 | 設計図書との対比 | 一般：10%程度／総ｹｰﾌﾞﾙ数重点：20%程度／総ｹｰﾌﾞﾙ数 |
| PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く） | 使用材料，設計図書との対比 | 一般：30%程度／１構造物重点：60%程度／１構造物 |
| トンネル掘削工 |  | 土(岩)質の変化した時 | 土(岩)質，変化位置 | １回／土(岩)質の変化毎 |
| トンネル支保工 |  | 支保工完了時（支保工変更毎） | 吹付けｺﾝｸﾘｰﾄ厚，ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ打ち込み本数及び長さ | １回／支保工変更毎 |
| トンネル覆工 |  | コンクリート打設前 | 巻立空間 | 一般：１回/構造の変化毎重点：３打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方※重点監督：地山等級がD，Eのもの※一般監督：重点監督以外 |
| コンクリート打設後 | 出来形寸法 | 1回/200ｍ以上臨場により確認 |
| ﾄﾝﾈﾙｲﾝﾊﾞｰﾄ工 |  | 鉄筋組立て完了時 | 設計図書との対比 | １回／構造の変更毎 |
| 鋼板巻立て工 | フーチング定着アンカー穿孔工 | フーチング定着アンカー穿孔完了時 | 削孔長，径，間隔，孔内状況 | 1回/１構造物 |
| 鋼板取付け工，固定アンカー工 | 鋼板建込み固定アンカー完了時 | 施工図との照合，材片の組合せ制度 | 1回/１構造物 |
| 現場溶接工 | 溶接前 | 仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況，仮付け溶接の寸法・外観状況 | 1回/１構造物 |
| 溶接完了時 | 溶接部の外観状況 | 1回/１構造物 |
| 現場塗装工 | 塗装前 | 鋼板面の素地調整状況 | 1回/１構造物 |
|  | 塗装完了時 | 外観状況 | 1回/１構造物 |
| 種　別 | 細　別 | 確認事項 |
| ダム工 | 各工事ごと別途定める。 | 各工事ごと別途定める。 |

注） ・表中の「確認の程度」は，確認頻度の目安であり，実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

 なお１ロットとは，橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎，函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

　　　　　　　イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

　　　　　　　ロ　施工条件が厳しい工事

　　　　　　　ハ　第三者に対する影響のある工事

　　　　　　　二　その他

別表３

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

１／１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 細　別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工深礎工 |  | ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時 | 品質規格，運搬時間，打設順序，天候，気温 | 一般：１回／１構造物重点：１回／１ロット |
| 場所打杭工 | ﾘﾊﾞｰｽ杭ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ杭ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ杭大口径杭 | ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時 | 品質規格，運搬時間，打設順序，天候，気温 | 一般：１回／１構造物重点：１回／１ロット |
| 重要構造物函渠工(樋門･樋管を含む)躯体工（橋台）ＲＣ躯体工（橋脚）橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工ＲＣ擁壁砂防ダム堰本体工排水機場本体工水門工共同溝本体工 |  | ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時 | 品質規格，運搬時間，打設順序，天候，気温 | 一般：１回／１構造物重点：１回／１ロット |
| 床版工 |  | ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時 | 品質規格，運搬時間，打設順序，天候，気温 | 一般：１回／１構造物重点：１回／１ロット |
| ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝＴ(I)桁製作工ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁製作工PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工PC版桁製作工PC箱桁製作工PC片持箱桁製作工PC押出し箱桁製作工 |  | ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時（工場製作を除く） | 品質規格，運搬時間，打設順序，天候，気温 | 一般：１回／１構造物重点：１回／１ロット |
| トンネル工 |  | 施工時（支保工変更毎） | 施工状況 | １回／支保工変更毎　 |
| 盛土工　河　川　道　路　海　岸　砂　防 |  | 敷均し・転圧時 | 使用材料，敷均し・締固め状況 | 一般：１回／１工事重点：２～３回／１工事 |
| 舗装工 | 路盤，表層，基層 | 舗設時 | 使用材料，敷均し・締固め状況天候，気温，舗設温度 | 一般：１回／１工事重点：１回／３０００㎡ |
| 塗装工 |  | 清掃・錆落とし施工時 | 清掃・錆落とし状況 | １回／１工事 |
| 施工時 | 使用材料，天候，気温 | １回／１工事 |
| 樹木・芝生管理工植生工 | 施肥，薬剤散布 | 施工時 | 使用材料，天候，気温 | １回／１工事 |
| ダム工 | 各工事ごと別途定める。 | 各工事ごと別途定める。 |

注） ・表中の「把握の程度」は，把握頻度の目安であり，実施にあたっては現場状況等を勘案の上，これを最小限として設定することとする。

 なお１ロットとは，橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎，函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

　　　　　　　イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

　　　　　　　ロ　施工条件が厳しい工事

　　　　　　　ハ　第三者に対する影響のある工事

　　　　　　　二　その他

別表４　重点監督

　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事，施工条件が厳しい工事，第三者に対する影響のある工事，その他上記に類する工事については，確認の頻度を増やすこととし，工事の重要度に応じた監督とする。（重点監督という。）

　なお，対象工事は下記のイ～二のとおりとし，契約後すみやかに監督員が適用工種を定めるものとする。

　イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

・技術活用パイロット工事

　ロ　施工条件が厳しい工事

・鉄道又は現道上及び，最大支間長１００ｍ以上の橋梁工事

・掘削深さ７ｍ以上の土留工及び締切工を有する工事

・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事

・軟弱地盤上での構造物

・場所打ちＰＣ橋

・共同溝工事

・ハイピア（躯体高３０ｍ以上）

　ハ　第三者に対する影響のある工事

・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事

・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

二　その他

・低入札価格調査工事のうち，重点調査対象工事

　　　　ただし、次のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品，二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

　　　　　植栽工事，助走工事，区画先設置工事，伐採作業，堤防天端補修，コンクリート舗装目地補修，照明灯工事，遮音壁工事，防護柵工事，標識工事，その他これに類するもの。

　　　　　また，重点調査対象工事とは，低入札価格調査制度事務取扱要綱の第７条第3項に定められた「重点調査」を行い，契約した工事を言う。

　　 ・市長が必要と認めた工事。